

(様式16) 販売事業計画書(競技用紙雷管)

弊社は、運動具の販売に関連して競技用紙雷管の販売を行うもので、これ以外の火薬類の販売計画はありません。また、その取扱数量は極めて少ないため、金属製ロッカーその他堅固な構造の設備(以下「貯蔵場所」という。)に収納し、下記1に従って貯蔵しますので、火薬庫を設置しないことについてご配慮をお願いします。

1 貯蔵上の基準

- (1) 火災及び盗難の防止について留意する。
- (2) 貯蔵場所には、必要がある者のほかは立ち入らない。
- (3) 貯蔵場所には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しない。
- (4) 貯蔵場所に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意する。
- (5) 付近5メートル以内に火気を取り扱う場所のない場所に貯蔵する。
ただし、火気との間に不燃性物質を使用した隔壁等により延焼を遮断措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 湿気、直射日光及び温度等によって、火薬類に悪影響を及ぼさない場所に貯蔵する。
- (7) 電燈線又は動力線等に対して安全な場所に貯蔵する。
- (8) 付近には貯水槽(180リットル以上)又は消火器等の消火のための設備を設け、かつ、「火気厳禁」、「立入禁止」等の警戒札を掲示した場所に貯蔵する。
- (9) 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害を及ぼす恐れのない場所であり、かつ、盗難防止の措置が十分とれる場所に貯蔵する。
- (10) 常時頻繁に人の出入りする場所を避けて貯蔵する。
- (11) 消火活動に支障をきたさない場所に貯蔵する。
- (12) 最大貯蔵量が十分収納できる大きさのものに貯蔵する。

2 貯蔵場所

- (1) 位置及び付近の状況は店舗内配置図による。
- (2) 構造設備の大要は構造図による。
- (3) 貯蔵する火薬類の種類及び最大数量
競技用紙雷管 キログラム

3 販売区域及び販売先

4 年間販売予定数量

5 仕入先

6 運搬方法

火薬類の運搬に関する内閣府令第3章の規定による。

7 販売責任者及び従事者の氏名等

	氏名（年令）	職場の地位	免状の有無
責任者	（才）		有（種取扱）・無
従事者	（才）		有（種取扱）・無